

【神奈川区】会計年度任用職員（保育所保育士（育児支援担当：月額職））募集について（令和8年4月1日採用）

1 応募資格

次の要件を満たす方

- (1) 保育士の登録を受けていること、又は令和8年3月までに登録される見込みであること
(神奈川県で実施される地域限定保育士試験合格による登録を含みます。)
- (2) 地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと

2 職務内容・勤務条件等

(1) 勤務内容

① 子ども家庭支援事業に関する業務

＜詳細＞

- ・園庭開放、交流保育、育児講座、育児相談、地域への育児支援等の管理運営業務
- ・地域子育て拠点、他民間園との連携業務
- ・広報物の作成
- ・区役所での相談業務（子ども家庭支援相談）、子育てに関する会議への出席等
- ・その他、子育て関係業務

② その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

(2) 勤務条件

勤務場所	松見保育園（神奈川区松見町1-28-4） ※JR横浜線「大口」徒歩10分、東急東横線「妙蓮寺」徒歩10分
勤務日	月～金曜日まで週5日勤務（週30時間勤務） 休日、1月1日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日及び12月31日を除く
勤務時間	午前9時00分～午後4時00分 ※休憩時間（1時間）を含む。
給与	月額215,800円 ※令和7年度実績（任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。） 期末・勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給
休暇	年次休暇、夏季休暇等
社会保険	健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます

(3) 身分

地方公務員法第22条2に定める会計年度任用職員

(4) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。（最大4回）

3 募集期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月6日（金）まで

4 募集人員

1名

5 応募方法

次の必要書類を、神奈川区こども家庭支援課に提出してください（郵送または持参）。

提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 提出書類

ア 会計年度任用職員申込書（第1号様式）

イ 保育士証の写し

（令和8年3月までに保育士登録見込みの方については、登録後に提出してください。）

なお、選考に合格しても、保育士登録ができなかった場合には採用することができません。登録できなかったことが採用後に判明した場合には、採用を取り消します。）

ウ 作文：テーマ「保育園の立場で行う地域の子育て支援について」600字以上800字以内

※ア、ウの様式は、下記ホームページからダウンロードできるもの、または神奈川区役所こども家庭支援課窓口で配布するものを使用してください。

►ホームページ「会計年度任用職員（保育所保育士（保育担当））募集」

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kusei/saiyo/20260130.html>

(2) 応募期限

令和8年2月6日（金）まで

(3) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記担当宛にご提出ください。

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8

神奈川区こども家庭支援課こども家庭係（神奈川区役所別館3階304窓口）

担当：蛭田、千田

※窓口持参の場合は、区役所開庁時間内（月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時まで）にご持参ください。

※郵送の場合は令和8年2月6日（金）必着になります。郵便事情による事故等については責任を負いません。

6 選考方法等

- (1) 面接選考 令和8年2月9日（月）から20日（金）までの間の指定日に実施予定
令和8年2月下旬以降 結果通知予定
- (2) 健康診断 採用後に健康診断を受診していただきます。
(詳細日程は別途連絡)

7 合否決定及び採用・不採用通知

郵送で連絡します。

8 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

9 その他

- (1) 令和8年度予算が横浜市会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。
- (2) 令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理が厳格化されました。これに伴い、改正後の児童福祉法第18条の20の4において、採用内定予定者についてのみ国が整備した保育士特定登録取消者管理シス

テムによる検索を行います。なお、検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用しない場合があります。

10 申込・問合せ先

神奈川区こども家庭支援課こども家庭係（神奈川区役所別館3階304窓口）

担当：蛭田、千田

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3—8

TEL 045-411-7148